

京都市告示第537号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和4年1月24日

京都市長 門川大作

施術者指定

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 所在地 | 指定年月日 |
|--------|--------------|-------------------------------------|----------------|
| 谷垣 賢 | 北大路東洋鍼灸整骨院 | 北区小山北上総町26 米田ビル1F | 令和3年10月25 日 |
| 永田 英稔 | 北大路東洋鍼灸整骨院 | 北区小山北上総町26 米田ビル1F | 令和3年10月25 日 |
| 寺井 忠 | てらい整骨院 | 左京区浄土寺馬場町4 ハイツ銀閣苑1F | 令和3年12月8 日 |
| 河瀬 雅主 | 烏丸Genki鍼灸整骨院 | 中京区西洞院通錦小路上る 古西町 興和セントラルビル 1F | 令和3年12月23 日 |
| 恩田 和季 | 和み鍼灸整骨院 | 伏見区向島津田町176番地 3 メゾンG向島308 | 令和3年11月22 日 |

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)